

令和元年第10回栗原市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 令和元年9月26日(木) 午後4時

2. 招集場所 金成庁舎201会議室

3. 出席委員

1番 笠間八十公 委員 2番 蘇武德行 委員
3番 久我一仁 委員

4. 説明のため出席した者

教育長	佐藤新一
部長	菅原昭憲
次長	鈴木学
次長	多田陽
教育総務課長	入野美奈子
学校教育課長	小野寺幸博
学校教育課副参事	高橋和宏
社会教育課長	伊藤寿浩
文化財保護課長	大立目正孝
教育研究センター所長	松田良幸
教育研究センター副参事	菅原健志

5. 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 菅原光宏

6. 出席点呼・開会

午後4時00分

佐藤教育長 本日は、教育長、教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7. 教育委員会会議録の承認

佐藤教育長 それでは、3 教育委員会会議録の承認についてでございます。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 令和元年8月28日に開催された令和元年第9回栗原市教育委員会定例会の概要を説明。

佐藤教育長 (委員に諮って) 承認する。

8. 教育委員会会議録署名委員の指名

佐藤教育長 次に、4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。2番 蘇

武委員、3番 久我委員にお願いします。

9. 教育長報告

佐藤教育長

次に、5 教育長報告を行います。資料をご覧ください。裏面に対応資料を掲載しております。8月31日に青空大使派遣事業解団式を行いました。久我団長、生徒に引率大変ご苦労様でした。団員たちの報告は、工夫していて大変分かりやすかったと思います。今後、団員がリーダーとして活躍してくれることを期待しています。9月1日は、3か所で運動会がありました。4日は、栗原市・登米市中学校駅伝競走大会が若柳でありました。今年、県大会が若柳コースであるため、プレ大会として開催したということです。栗原市の県大会枠は3チームあり、男女とも築館、若柳、栗原南の3校が出場することになっています。8日の細川たかしコンサートは、700人弱の入り込みでした。14日に部活動と地域の連携フォーラムがありました。私と多田次長、そして蘇武委員も参加しております。スポーツ少年団、部活の指導者、各中学校・高等学校の校長先生が約40人集まり、ガイドラインを踏まえた部活動とスポーツ少年団の連携のあり方について、話し合いが行われました。次に、児童・生徒及び教職員の状況です。生徒指導の概況について、別紙をご覧ください。小学校の不登校の実人数は変わらず、中学校は男子が3人増えている状況です。いじめ認知件数は、小学校で3件、中学校で1件、新たにありました。いずれも重大事案に繋がるものではないということです。問題行動関係は、ご覧のとおりで、これまで同様の男女児童であります。虐待の疑いとして、中学3年の女子で1件ありました。事故・けが関係は、ご覧のとおりで、大きなものはございません。教職員関係も3件となっております。以上ですが、何か質問がありましたら、お願いいたします。

蘇武委員

教職員の交通違反は、県教委に報告しているのでしょうか。

多田次長

軽微なものは、教育事務所に報告しなくても良いことになっておりますので、人身事故等で重大と判断した場合のみ、報告しております。

佐藤教育長

ほかにご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、教育長報告を終わります。

10. 専決処分報告

佐藤教育長

次に、6 専決処分報告に入ります。令和元年第3回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

議事日程の綴り1ページをお開きください。専決処分報告 令和元年第3回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見につ

いて 令和元年第3回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案について、市長から意見を求められたが、令和元年9月2日異議がない旨、専決処分したので報告する。令和元年9月26日提出 栗原市教育委員会教育長。市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、議会提案する教育関係議案について、教育委員会の意見を求められたことにより、2ページのとおり、異議の無い旨、回答したものです。それでは、概要をご説明いたしますので、別冊の定例会資料1ページをご覧ください。9月議会に提案する案件のうち、教育関係議案は、予算議案として、議案第67号 令和元年度栗原市一般会計補正予算(第2号)、予算外議案として、議案第84号 栗原市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について、議案第85号 栗原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、認定として、認定第1号 平成30年度栗原市一般会計歳入歳出決算認定についての4案件であります。資料の5ページをご覧ください。議案第67号 令和元年度栗原市一般会計予算第2号につきましては、9月補正予算であり、内容につきましては、17ページから28ページになります。次に、議案第84号 栗原市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例については、幼児教育の無償化に伴う改正であります。改正内容は、114ページから121ページの新旧対照表をご覧ください。次に、議案第85号 栗原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童支援員認定資格研修の基準が改正されたことに伴う改正であります。改正内容は、122と123ページの新旧対照表をご覧ください。次に、認定第1号 平成30年度栗原市一般会計歳入歳出決算認定については、決算について、議会の認定を得るものです。決算内容は、資料の29から113ページです。以上が概要であります。それでは、条例改正のうち、幼児教育無償化について学校教育課長から説明いたします。

学校教育課長

追加でお渡ししました資料で、無償化の概要についてご説明いたします。10月1日から幼児教育・保育が無償化となりますが、無償化になりますのは、幼稚園の授業料、預かり保育料、そして、給食費が対象となります。1の幼稚園授業料につきましては、政令の改正により幼稚園に通う満3歳から5歳までの、すべての幼児の利用者負担額の上限額がゼロとされたことから、10月分以降の幼稚園授業料は無償となります。2の預かり保育料につきましては、保育の必要性があると認定された園児が利用する、預かり保育料も無償化の対象となります。預かり保育料の無償化については、幼稚園授業料とは異なり、子育てのための施設等利用給付という新たな給付制度による給付を受けることで、保護者負担が無償化されるものであります。預かり保育料の単

価につきましては、これまでは、月額制・日額制の2種類の単価がありましたが、国で定める無償化の基準額にあわせ、日額450円とし、無償化の上限額は、国の基準では、月11,300円としておりますが、栗原市ではそれを超えた分についても無償とすることとしております。給付には、償還払いと現物給付の2種類の方法がありますが、(1)の償還払いは、①で施設からの請求に基づき、保護者が施設に支払った後に、②で保護者から市への請求に基づき、保護者へ給付するものであります。(2)の現物給付については、施設が保護者に代わって市に請求し、市が施設に対して給付することとなります。施設に直接給付することで、保護者に給付したとみなし、保護者は施設に対して納付する必要がなくなります。以上の2つの方法がありますが、栗原市では、一時的であったとしても、保護者に預かり保育料を負担させることがないように現物給付を実施するものであります。下段の栗原市立幼稚園については、私立幼稚園とは異なり、施設イコール市なので、給付したこととみなし保護者からの徴収は要しないこととするものであります。3の給食費については、国の制度では、1号認定(3歳児から5歳児までの教育認定)と2号認定(3歳児から5歳児までの保育認定)の幼児の給食費のうち、年収360万円未満相当の低所得世帯及びすべての世帯の第3子以降の幼児にかかる副食費が免除となります。栗原市では、市独自施策として、副食費に加えて、主食費分も免除しています。さらに幼稚園・保育所同時入所の第2子も免除対象としております。また、これまで交付申請を受けて補助金として交付していたものを、申請によらず、免除(現物給付)することといたします。以上が、幼児教育無償化の内容であります。

佐藤教育長
久我委員

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

現物給付について、栗原市以外の幼児には、どのように給付するのでしょうか。

学校教育課長

市外居住者は、住所地の市町村で現物給付をするか、償還払いをするかということになります。償還払いであれば、一度、納付していただき、住所地の市町村に申請を行って、給付を受けることとなります。聞いているところでは、大崎市が現物給付で、一関市が償還払いのことです。

蘇武委員

先日、市議会を傍聴しました。佐藤文男議員が、給食費無償化をすべての世帯にすべきと発言していますが、令和2年度当初予算からすべての世帯を対象にしようとしているのでしょうか。

教育部長

最初に阿部貞光議員から、幼稚園と保育所の関係で無償化の質問があり、来年度の当初予算編成において、所得要件で対象外となっている方も含めて給食費を免除することを検討すると、市長が答弁しております。

佐藤教育長

ほかにご質問ありませんか。

(なしの声あり)

それでは、令和元年度就学指導を要する児童生徒の就学及び通級に関する諮問について、事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書3ページをお開き願います。専決処分報告 令和元年度就学指導を要する児童生徒の就学及び通級に関する諮問について、このことについて、栗原市就学指導委員会へ諮問することを、令和元年9月13日に専決処分したので報告する。令和元年9月26日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。4ページが教育委員会教育長から就学指導委員会会長への諮問書であります。本案件につきましては、栗原市就学指導委員会条例第1条の規定に基づき、諮問するものでありますが、就学指導の児童生徒の確定が、前回教育委員会後であったため、専決処分とさせていただいたものであります。本日、お渡ししております追加資料をご覧ください。令和元年度におきまして、各学校等から提出された就学指導を要する児童生徒数は、112名で、幼稚園等で15名、小学校で72名、中学校で25名となっております。なお、鳴子中学校の2名につきましては、居住地が花山地区であるため、居住市町村で審議することとなります。なお、第2回就学指導委員会につきましては、10月18日に開催する予定となっております。以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

それでは、栗原市教育委員会職員の人事について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

議事日程の綴り5ページをお開きください。専決処分報告 栗原市教育委員会職員の人事について、このことについて、下記のとおり専決処分したので報告する。令和元年9月17日付け退職、所属・職名は一迫幼稚園教諭、職員の氏名は、ご覧のとおりであります。令和元年9月20日付け退職、所属・職名は、栗駒幼稚園教諭、職員の氏名は、ご覧のとおりであります。令和元年9月26日提出 栗原市教育委員会教育長。両名とも、一身上の都合による自己都合退職という取扱いで退職しております。教育委員会職員の人事について、定例会にお諮りするいとまがありませんでしたので、専決報告とさせていただきます。以上、説明を終わります。

佐藤教育長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、専決処分報告を終わります。

11. 議 事

佐藤教育長

次に、7 議事に入ります。日程1 議案第48号 栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則を廃止する規則について及び日程2 議案第49号 栗原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則について、関連しますので、一括で御審議いただきたいと思いません。事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書6ページをお開き願います。議案第48号 栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則を廃止する規則について、栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。令和元年9月26日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。先ほど無償化の概要で、ご説明しましたが、10月1日から満3歳から5歳までのすべての子どもの幼稚園授業料が無償となりますことから、本規則を廃止するものであります。次に、議案書8ページをお開き願います。議案第49号 栗原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則について、栗原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則を次のように定める。令和元年9月26日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。この規則は、私立幼稚園が、保護者から徴収する幼稚園授業料を免除した場合に、市から私立幼稚園に対し補助金を交付するものでありますが、10月1日から幼稚園授業料が無償となりますことから、本規則を廃止するものであります。以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、2議案とも原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程1 議案第48号 栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則を廃止する規則について、及び日程2 議案第49号 栗原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程3 議案第50号 栗原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

議案書10ページをお開き願います。議案第50号 栗原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、栗原市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和元年9月26日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。11ページをご覧ください。今回の改正は、消費税が令和元年10月1日から10パーセントに引き上げられることに伴うもので、市立図書館のコピー機により資料等を複写する場合に係る料金を改定するものであります。1

2ページをお開き願います。規則の新旧対照表です。施行規則で規定しております様式第1号の1、及び第1号の2の複写申請書について、白黒複写10円を20円に、多色刷り50円を60円に改めるものであります。11ページにお戻りください。附則であります、施行期日は令和元年10月1日としております。また、経過措置につきましては、改正前の様式について取り扱いに著しく支障のない場合は、当分の間、改正後の様式とみなすことを規定しております。以上、よろしくご審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程3 議案第50号 栗原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程4 議案第51号 白鳥省吾記念館条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

議案書14ページをお開き願います。議案第51号 白鳥省吾記念館条例施行規則の一部を改正する規則について、白鳥省吾記念館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和元年9月26日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。15ページをご覧ください。今回の改正は、消費税が令和元年10月1日から10パーセントに引き上げられることに伴い、白鳥省吾記念館条例で規定されている入場料が改定されましたことから、関係する規則の整備を行うために改定するものであります。16ページをお開き願います。規則の新旧対照表です。規則で規定しております様式第1号の入場券について、下段の団体用の入場券とその控えの料金、80円を90円に、160円を170円に改めるものであります。15ページにお戻りください。附則であります、施行期日は令和元年10月1日としております。経過措置につきましては、先ほどの規則改正と同様であります。以上、よろしくご審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

蘇武委員

160円の10パーセントは16円で176円となる。170円で良いのでしょうか。

鈴木次長

消費税率が5パーセントに上がった時点で、将来、10パーセントに上げるということが法律で定められており、平成26年に8パーセントになった際、暫定措置であるとの附則があったことから、市では、単純に8パーセントを加算するのではなく、10円未満の端数を切り捨てることにしました。したがって、今回、10パーセントの改正に当たっては、5パーセントに改正した時点の金額を基本に、10円未満

の端数を切り上げて積算しております。

佐藤教育長

ほかにご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程4 議案第51号 白鳥省吾記念館条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程5 議案第52号 栗原市伊豆沼交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

議案書17ページをお開き願います。議案第52号 栗原市伊豆沼交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について、栗原市伊豆沼交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和元年9月26日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。18ページをお開き願います。今回の改正は、消費税が令和元年10月1日から10パーセントに引き上げられることに伴い、栗原市伊豆沼交流センター条例で規定されている宿泊に係る利用料金が改定されましたことから、関係する規則の整備を行うために改定するものであります。19ページをご覧ください。規則の新旧対照表です。規則で規定しております様式第1号の利用許可申請書について、3,600円を3,660円に、2,360円を2,410円に改めるものであります。20ページは様式第2号で、利用許可証について申請書と同様に料金を改めております。18ページにお戻りください。附則であります。施行期日は令和元年10月1日としております。経過措置につきましては、先ほどの規則改正と同様であります。以上、よろしくご審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程5 議案第52号 栗原市伊豆沼交流センター条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程6 議案第53号 栗原市金成歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

議案書21ページをお開き願います。議案第53号 栗原市金成歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について、栗原市金成歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和元年9月26日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

す。22ページをお開き願います。今回の改正は、消費税が令和元年10月1日から10パーセントに引き上げられることに伴い、栗原市金成歴史民俗資料館条例で規定されている入館料が改定されたことから、関係する規則の整備を行うために改定するものであります。23ページをご覧ください。規則の新旧対照表です。規則で規定しております様式第1号の免除申請書について、200円を210円に、160円を170円に、100円を110円に、80円を90円にそれぞれ改めるものであります。24ページは様式第2号で、免除承認書について申請書と同様に料金を改めております。22ページにお戻りください。附則であります。施行期日は令和元年10月1日としております。経過措置につきましては、先ほどの規則改正と同様であります。以上、よろしくご審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程6 議案第53号 栗原市金成歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程7 議案第54号 栗原市栗駒伝統文化の伝承館条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

議案書25ページをお開き願います。議案第54号 栗原市栗駒伝統文化の伝承館条例施行規則の一部を改正する規則について、栗原市栗駒伝統文化の伝承館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和元年9月26日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。26ページをお開き願います。今回の改正は、消費税が令和元年10月1日から10パーセントに引き上げられることに伴い、栗原市栗駒伝統文化の伝承館条例で規定されている使用料が改定されたことから、関係する規則の整備を行うために改定するものであります。27ページをご覧ください。規則の新旧対照表です。規則で規定しております様式第1号の利用許可申請書について、300円を310円に、200円を210円に、100円を110円に改めるものであります。28ページは様式第2号で、許可承認書について申請書と同様に料金を改めております。26ページにお戻りください。附則であります。施行期日は令和元年10月1日としております。経過措置につきましては、先ほどの規則改正と同様であります。以上、よろしくご審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程7 議案第54号 栗原市栗駒伝統文化の伝承館条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程8 議案第55号 栗原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

社会教育課長

議案書29ページをお開き願います。議案第55号 栗原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、栗原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和元年9月26日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。30ページをお開き願います。今回の改正は、消費税が令和元年10月1日から10パーセントに引き上げられることに伴うもので、築館陸上競技場に備えております鋼鉄製巻尺などの用具類の料金を栗原市体育施設条例と同様に改定するものであります。32ページから34ページまでは、規則の新旧対照表です。規則で規定しております別表第2について、利用料金をそれぞれ改めておりますが、多数でありますことから個々の説明は割愛させていただきます。31ページにお戻りください。附則であります、施行期日は令和元年10月1日としております。以上、よろしくご審議を賜りようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程8 議案第55号 栗原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次に、日程9 議案第56号 栗原市一迫埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局に内容の説明を求めます。

文化財保護課長

議案書35ページをお開き願います。議案第56号 栗原市一迫埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則について、栗原市一迫埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和元年9月26日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。今回の改正につきましては、消費税及び地方消費税の税率が令和元年10月1日から10パーセントに引き上げされることに伴い、所要の改正を行うものでございます。議案書36ページをお開き願います。栗原市一迫埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改

正する規則です。改正内容は、様式第4号及び様式第5号中、200円を210円に改めるものです。新旧対照表でご説明いたしますので、37ページをお開き願います。様式第4号中、受講料欄の200円を210円に改めるものです。次に38ページをお開き願います。様式第5号中、受講料欄の200円を210円に改めるものです。議案書36ページにお戻りいただきます。附則についてであります、施行期日は、令和元年10月1日としております。経過措置につきましては、改正前の様式で、取扱上、著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の様式とみなすことを規定しております。以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤教育長

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程9 議案第56号 栗原市一迫埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたします。

次の日程10 議案第57号 準要保護児童生徒の認定についてですが、個人情報を取り扱う案件でありますので、秘密会としてご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程10につきましては、秘密会とします。

佐藤教育長

ここで、秘密会の取り扱いを終了いたします。

12. その他

佐藤教育長

8 その他 に入ります。はじめに、配布資料に基づき、各課からの報告をお願いします。

学校教育課長

資料の124ページをお開きください。始めに学府くりはら塾週末学習会I期の実施報告についてであります。今年度、6月22日と7月6日の2日間に、延べ114人が参加しております。栗原市の数値目標7(2)であります。学習会が楽しい、学習会が役に立ち、勉強が分かるようになった、自分で目当てを立てて勉強することができたの割合を80パーセント以上としておりましたが、5年生を除く学年ですべての項目が100パーセント、5年生も1つの項目を除いて100パーセントとなり、学習会が子供たちにとって、役立っていると感じております。

次に、126ページをお開きください。学府くりはら塾夏休み学習会の実施報告についてであります。8月7日から9日の3日間、申し込み児童は、小学校3年生から6年生までの110名で、1日からでも参加

できるように申し込みを取っております。延べ参加児童は、270名となっております。学び相談員が15名、宮城教育大学の学生6名の協力も受けています。相談員及び支援員一人当たりの児童数が4.6人に対して指導しております。児童からは、学習に集中して取り組むことができたという感想が多く寄せられております。

次に、130ページをお開きください。中学生を対象とした令和元年度もっと学びたい子どものための学府くりはら塾の実施報告についてであります。宮城教育大学との連携事業として実施しており、今年度で、12回目の開催となりました。国語、数学、英語の3教科について、弱点などを克服することを目的に、8月20日から22日まで実施しており、申し込みが79名で、延べ183名が参加しております。131ページに学校ごとの状況を記載しております。こちらについても、講師として宮城教育大学の学生が6人に、3日間で延べ16人に指導を頂いております。生徒の意見としては、分かりやすく教えてもらった、教え方が上手で分かりやすかったなどの意見が多く、指導した学生からも貴重な体験ができた、教えることが難しいと感じたなどの意見があり、学生にとっても良い経験になっていることと感じております。

以上でございます。

社会教育課長

それでは、定例会資料132ページをご覧ください。第32回栗原書道展の開催についてであります。期日は10月12日から20日までの休館日を除く8日間となっております。開演時間は午前10時から午後5時までで、会場は栗原文化会館となっております。日展等々に出店された作品が展示されることとなっております。

次に134ページをご覧ください。第16回図書館まつりの開催であります。期日は10月19日、土曜日、午前9時から午後5時まで、市立図書館を会場としております。本のリサイクルフェアによる除籍図書等の無償提供や絵本の読み聞かせ、人形劇などの催し物を行っております。

最後に136ページをご覧ください。全国高等学校駅伝競走大会宮城県予選の開催についてであります。今年で男子70回、女子31回となります。高校駅伝宮城県予選が、10月20日の日曜日に、栗原ハーフマラソン公認コースにおいて開催されます。女子は午前10時、男子は正午に若柳中学校前をスタートいたします。

私からは以上です。

文化財保護課長

文化財保護課から2件ご報告いたします。

資料の140ページをお開きください。始めに、企画展くりはら遺跡発掘実施報告についてですが、7月23日から9月1日まで、一迫埋蔵文化財センターにおいて開催し、期間中81名の方にお出でいただきました。昨年度より開催期間を一週間長くしたことにより、23

人の観覧者増となりました。

次に、資料の141ページをお開きください。令和元年度古文書解読講座についてであります。古文書解読の基礎知識とその文書の背景となる栗原の歴史について学んでいただくもので、今年度は、江戸時代、お百姓さんも出世します！一鶯沢村久左衛門の場合—にかかる文書を題材に10月5日、12日、19日の土曜日の3日間、開催いたします。募集人数は50人程度、10月3日、木曜日までの申し込みとなっております。31名の申し込みを受け付けており、広報等で周知し、50人程度となるようにしていきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教育総務課長

資料の142ページをご覧ください。9月から10月にかけての栗原市教育委員会主催行事の一覧であります。

以上であります。

佐藤教育長

ただいまの報告について、ご質問はありませんか。

蘇武委員

もっと学びたい子どものための学府くりはら塾の参加申込状況について、栗駒中学校は5人、会場に近い金成中学校も7人しか申し込みしていない。学校によってばらつきがある。

多田次長

児童生徒の5パーセント程度が夏の学習会に参加していると思います。一般の学習塾などへ通っていることもあると思いますが、貴重な学習の機会と捉えて参加していただいていると思っています。個人的には、1割程度に参加してほしいと思い、校長会で声掛けしておりますが、そこまで届いておりません。

蘇武委員

もう少し勉強する意欲を持たせてもらいたい。夏休みが終わる2、3日前で、一番遊びたい時期かもしれませんが、このような時期に設定している意義もあると思います。教育研究センターには、退職された校長先生がたくさん居るので、各校の校長先生へ声掛けをしてもらうと非常に良いのではないかと思います。来年も行きたいなどといった児童生徒の感想を、各校へ周知すると、2、3年生に浸透するのではないかと思います。

佐藤教育長

参加の意識付けに繋がる広報が必要なのだと思います。広報を工夫してほしい。

笠間委員

宮城教育大学の学生の確保が難しいと記載してありますが、その原因はどこにあるのでしょうか。

多田次長

宮城教育大学では、いくつかの市町村と協定を締結しており、同じような学習会を実施しております。交通費は市が負担しますが、仙台に暮らしている学生は、バスに乗って、金成まで来ることとなりますので、時間的なことでハードルが高いのかと思います。

笠間委員

他の大学に求人はしないのでしょうか。

多田次長

今回は、宮城教育大学との連携事業であることから、他の大学には

行っておりません。

佐藤教育長

ほかにご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、これで各課報告を終わります。

その他にあればお願いします。

(なしの声あり)

無いようですので、8 その他を終わります。

13. 次回教育委員会の開催日程

佐藤教育長

次回、教育委員会の日程について お諮りします。

10月は30日、午後2時からとしては、いかがですか。

(異議なしの声あり)

それでは、次回定例会は、10月30日(水)午後2時からの開催とさせていただきます。

14. 閉会

佐藤教育長

以上で本日の日程すべてを終了しましたので、会議を閉じます。

午後5時18分

15. 本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議案第48号 栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則を廃止する規則について

議案第49号 栗原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則について

議案第50号 栗原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第51号 白鳥省吾記念館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第52号 栗原市伊豆沼交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第53号 栗原市金成歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第54号 栗原市栗駒伝統文化の伝承館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第55号 栗原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第56号 栗原市一迫埋蔵文化財センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第57号 準要保護児童生徒の認定について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するためここに署名する。

令和元年10月30日

会議録署名委員 _____

〃 _____